五條市林業機器導入事業補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　市長は、林業機器（以下「林業機器」という。）の導入により、森林整備の効　率化及び労働負担の軽減を図ることを目的として、林業機器を購入、レンタル又はリ　ースした者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関　しては、五條市補助金等交付規則（令和３年３月五條市規則第１３号。以下「規則」　という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

　（用語）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ　による。

　(1)　認定事業体　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成８年法律第４５号）　　第５条第１項の規定により作成した計画について、同項の規定による知事の認定を　　受けた事業主（同法第２条第２項に規定する事業主をいう。）

　(2)　林業経営体　奈良県林業経営体に関する情報の登録・公表要領（令和元年１１　　月１８日施行）第２条に規定する林業経営体のうち、同要領第３条第２号又は第３　　号に該当するものとして、同要領第６条第１項の規定による知事の登録を受けたも　　のをいう。

　(3)　制度に登録されたもの　五條市の森林経営管理者登録制度の運用に係る内規に　　基づき、当該制度に登録された林業事業体及び林業従事者をいう。

　(4)　森林整備等　植栽、間伐、搬出及び林道又は森林作業道の整備その他の森林に　　係る整備をいう。

　（補助対象者）

第３条　この要綱において補助金の交付を受けることのできる者は、認定事業体、林業　経営体及び制度に登録されたものとする。

　（補助事業）

第４条　補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内の森林整備等を目　的に林業機器の購入、レンタル又はリースをするものとし、対象となる林業機器及び　その条件等は別表第１のとおりとする。

　（補助対象経費及び補助額）

第５条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、五條市森林整備　計画で定める対象民有林内で森林整備等を実施する際に使用する林業機器の購入、レ　ンタル又はリースに要する費用のうち別表第２に規定するものとし、補助金の額は補　助対象経費の総額に２分の１を乗じて得た額とする。

２　国、奈良県等他の補助金等の制度を併用する場合は、補助金の交付額を調整するこ　とがある。また、市の他の補助金等又は市が助成している団体からの補助金等制度と　の併用はできない。

　（補助事業の実施期間）

第６条　補助事業の実施期間は、補助金の交付の決定を受けた日からその日の属する年　度の末日までとする。

　（補助金の交付の申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は市長が定める　期間内に五條市林業機器導入事業補助金交付申請書（様式第１号）に、次の各号に掲　げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

　(1)　事業計画書（様式第２号）

　(2)　収支予算書（様式第３号）

　(3)　購入、レンタル又はリースする林業機器の内容が分かる書類

　(4)　購入、レンタル又はリースする林業機器の見積書、契約書等の金額が分かる書　　類

　(5)　中古機械を購入する場合は、新品と同程度の耐用年数を有することについて、　　メーカー等の保証が得られていることを証明する書類及び、新品の値段が確認で　　　きる書類

　(6)　森林整備等の実施予定箇所の位置図

　(7)　実施予定の森林整備等の内容が分かる書類

　(8)　認定事業体、林業経営体又は制度に登録されたものであることを証明する書類　　の写し

　(9)　その他市長が必要と認める書類

　（補助金の交付決定）

第８条　市長は、前条の書類を受理した場合において適当と認めるときは、補助金の交　付を決定し、五條市林業機器導入事業補助金交付決定通知書（様式第４号）により、　申請者に対し通知するものとする。この場合において、市長が補助金の目的を達成す　るため必要があると認めるときは、条件を付すことができるものとする。

　（事前着手の届出）

第９条　申請者が、やむを得ない事由により前条の補助金の交付決定を受けないで、補　助対象事業に着手しようとするときは、五條市林業機器導入事業事前着手届（様式第　５号）にその他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

　（申請の取下げ）

第１０条　第８条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」とい　う。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同条の規定による交付　の決定の通知を受けた日から１０日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しな　ければならない。

　（事業内容の変更）

第１１条　補助事業者は、交付の決定を受けた事業について、その事業計画を変更しよ　うとするときは、あらかじめ五條市林業機器導入事業補助金変更承認申請書（様式第　６号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

　（状況報告等）

第１２条　市長は、特に必要があると認めるときは、年度途中において、補助事業者に　対し、補助事業の遂行状況について報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

　（完了実績報告）

第１３条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から３０日以内　又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、五條市林　業機器導入事業完了実績報告書（様式第７号）に、次に掲げる書類を添付して市長に　提出しなければならない。

　(1)　収支決算書（様式第８号）

　(2)　対象経費分についての請求書、領収書等

　(3)　購入日、レンタル日又はリース日が確認できる書類

　(4)　林業機器の使用内容及び施業後の森林の状況等が分かる写真等

　(5)　実施した森林整備等の内容、実施面積等がわかる書類

　(6)　その他市長が必要と認める書類

　（補助金の額の確定、交付及び精算）

第１４条　市長は、前条の規定による書類の提出を受けた場合には、必要な検査を行い、　その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した　条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し　て五條市林業機器導入事業補助金額確定通知書（様式第９号）により、通知するもの　とする。

２　前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするとき　は、五條市林業機器導入事業補助金交付請求書（様式第１０号）を提出しなければな　らない。

３　市長は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

　（交付決定の取消し等）

第１５条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付　の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

　(1)　第８条の規定により市長が付した条件に違反したとき。

　(2)　第１１条の規定に違反したとき。

　(3)　第１２条の規定による市長の報告の求めに従わなかったとき、又は調査を拒み、　　忌避し、若しくは妨げたとき。

　(4)　第１７条に規定する書類を期限までに提出しなかったとき。

　(5)　別表第１に規定する林業機器を購入して補助を受けた場合に付される条件を達　　成しなかったとき。

　(6)　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

２　前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあって　は、市長は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものと　する。

　（代理申請）

第１６条　第３条に規定するもの（以下この条において「補助対象者」という。）は、　補助金の交付申請、補助金の受領その他のこの要綱に基づく事業（以下「本事業」と　いう。）に係る事務処理（以下「事務処理」という。）を自ら行うことが困難であると　きは、他の補助対象者に当該事務処理を委任することができる。この場合において、　当該委任を受けたもの（以下「代理申請者」という。）が行う事務処理の取扱いにつ　いては、次項から第６項までに定めるところによる。

２　代理申請者は、委任者から補助金の受領の委任を受けたときは、委任状及び精算依　頼書（様式第１１号。以下「委任状等」という。）を徴し、その写しを第７条に規定　する補助金交付申請書に添付して市長に提出しなければならない。この場合において、　委任状等は、原則として委任者が署名したものとする。

３　代理申請者は、委任に基づき補助金を受領したときは、その日から起算して３０日　以内にこれを当該委任者に交付するものとし、当該補助金を他の用途に流用してはな　らない。

４　前項の交付の額は、当該委任に基づき代理申請者が受領した補助金の額の全部とす　る。ただし、代理申請者が委任を受けた事務処理に直接要した手数料等（以下「補助　金事務取扱手数料等」という。）のうち、委任者が負担するべき部分に相当する額は、　委任者の書面による承諾がある場合に限り、これを相殺して前項の交付を行うことが　できる。

５　代理申請者が委任者から受ける補助金事務取扱手数料等（前項ただし書の規定によ　り委任者に交付する額と相殺されるものを含む。）の額は、原則として、次の各号の　事務処理に必要な実費の範囲内の額とする。この場合において、代理申請者は、あら　かじめ委任者に対し、書面その他の方法により、当該補助金事務取扱手数料等の内容、　金額等について周知するなど、その透明化を図るものとする。

　(1)　委任状、実施予定箇所の位置図、実施した森林整備等の内容実施面積等が分か　　る書類その他本事業に係る書類等の作成及び提出

　(2)　補助金の受領

　(3)　代理申請者が受領した補助金の委任者に対する交付

　(4)　前号の交付に関する書類の作成及び発送

　(5)　本事業に係る領収書の受領及び整理

　(6)　本事業に係る検査の立会い

　(7)　その他市長が適当と認める業務

６　代理申請者は、委任に基づき補助金を受領したときは、その日から起算して３０日　以内に当該補助金の委任者への交付状況を市長に提出するものとする。

　（事業終了後の経過措置について）

第１７条　林業機器を購入し、補助金を受けたものは補助金を受けた翌年度の初日から　起算して５年間、各年度の実施状況を五條市林業機器導入事業補助金実施状況報告書　（様式第１２号）により各年度の末日までに市長に提出しなければならない。

　(財産の処分の制限)

第１８条　規則第２１条第３号の規定により市長が定める処分を制限する財産は、取得　価格又は効用の増加価格３万円以上の財産とする。ただし、当該財産が減価償却資産　の耐用年数等に関する省令(昭和４０年大蔵省令第１５号)に定める耐用年数を経過　した場合は、この限りでない。

２　補助事業者は、前項に規定する処分を制限された取得財産等について、他の用途に　使用し、他の者に貸し付け若しくは譲渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供　しようとするときは、あらかじめ五條市林業機器導入事業補助金財産処分申請書(様　式第１３号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

３　市長は、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その　収入の全部又は一部を納付させることができる。

　（その他）

第１９条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別　に定める。

　　　附　則（令和６年６月五條市告示第１２８号）

　この要綱は、公布の日から施行する。

　　　附　則（令和６年７月五條市告示第１４４号）

　この要綱は、公布の日から施行し、令和６年度の補助金から適用する。

　　　附　則（令和６年１２月五條市告示第１８５号）

　（施行期日）

１　この要綱は、公布の日から施行し、令和６年度の補助金から適用する。

　（経過措置）

２　この要綱による改正後の五條市林業機器導入事業補助金交付要綱の規定は、この要　綱の施行日以後に補助金の交付が決定された事業について適用し、同日前に補助金の　交付が決定された事業については、なお従前の例による。

３　この要綱による改正前の五條市林業機械レンタル・リース事業補助金交付要綱に規　定する様式の用紙については、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することがで　きる。